

人物写真のフォトコラージュに関する法的問題

鈴木康平*, 松縄正登**

Legal Issues of Photo Collage of Portraits

Kohei SUZUKI, Masato MATSUNAWA

抄録

技術の発達により、誰でも簡単にフォトコラージュを作成し、インターネットを通じて世界に発信できるようになった。それに伴い、写真に関する著作権や肖像権の問題が増加することが予想される。本稿では、人物写真のフォトコラージュについて、主に肖像権、パブリシティ権、名誉・プライバシー権、著作権の観点から考察を行った。判例を分析した結果、①肖像権よりもパブリシティ権が問題となり得ること、②名誉毀損の成否について、イラスト画等の方が写真よりも緩やかに判断されていること、③写真がコラージュされたものか明確であるかという点が名誉毀損を判断するひとつの基準となっていること、④フォトコラージュは著作権の侵害となる可能性が高いことが明らかになった。人物写真のフォトコラージュに関しては、真実をありのまま写したものであるという前提は存在しないため、写真として判断するよりも、イラスト画等と同様の種類の表現物として判断するべきであり、フォトコラージュを適法とするために、パロディを著作権の制限規定として新たに追加することを提案した。また、人物写真のフォトコラージュは社会倫理的な問題も起こしうる。こちらに関して一般に許容されるような場合にまで規制することは避けなければならない、法制度の柔軟な運用が望まれる。

Abstract

By the development of technology, it became easy to make photo collages and send it to the world through the Internet. With it, it is expected that the problems of a copyright and portrait rights increase. In this study, authors considered the photo collage of portraits from the viewpoint of right of portrait, publicity, defamation and copyright. Authors researched and examined precedents. Results of analysis of precedents, revealed the followings; (1) Publicity rights could become the problem than portrait rights, (2) With respect to the success or failure of defamation, infringement of portrait rights of the illustrations was judged gently than photographs, (3) One of the criteria of defamation was whether it was clear or not that was collage, and (4) The photo collage is more likely to become the infringement of the copyright. Authors concluded that the photo collage of portraits should be judged as an expression of the same kind of illustrations. It is because there is no premise that truth was taken to the photo collage of portraits. It is necessary to add parody to limitations on copyright. In addition, the photo collage of portraits can cause the social ethics problem, too. It should be avoided to regulate the cases generally accepted. Flexible operation of the legal system is desired.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士前期課程
Master's Program
Graduate School of Library, Information and Media Studies
University of Tsukuba
** 筑波大学図書館情報メディア系
Faculty of Library, Information and Media Science
University of Tsukuba

1. はじめに

デジタルカメラの小型化やカメラ機能付きの携帯端末が普及したことにより、誰でも簡単に写真を撮影できるようになった。また、画像処理技術が進歩し、素人でも簡単に画像を加工することができる。さらに、ネットワークを通じて写真を全世界に公開することも簡単になった。

しかし、写真を加工、公開するにあたっては、肖像権、名誉毀損、著作権等の問題が生じ得る。本稿ではこれらに関連する判例分析を行い、人物を撮影の対象とした写真をコラージュした場合に生じる諸権利の問題を検討した上で、フォトコラージュを適法とするための方策を提案する¹。

1.1 人物写真

一般に、「肖像」とは、「特定の人物の容貌・姿態などをうつしとった絵・写真・彫刻。似すがた。」(広辞苑第6版)と定義されており、肖像写真は特定の人物を写しとった写真ということができる。一方、本稿で対象とする写真は、特定の人物を写しとった写真のみではなく、人物が写り込んだ写真全般を想定している。そこで改めて、「人物画」という用語を引いてみると、「人物を主題として描いた絵画。肖像画より広い意味に用いる。」(広辞苑第6版)と定義されていることから、本稿では、肖像写真よりも広い概念として、「人物を主題として写しとった写真」を「人物写真」と定義する。

1.2 フォトコラージュ

「コラージュ」とは、「20世紀絵画の技法の一つ。画面に紙・印刷物・写真などの切抜きや様々な物体を貼りつけ、一部に加筆などして構成する。広告・ポスターなどにも広く応用。ブラック・ピカソらがパピエコレとして創始。」(広辞苑第6版)、「[糊(のり)付けの意]。新聞・布片・針金などを様々に組み合わせて画面に貼りつけ、特殊な効果を出す現代絵画の一技法。写真に応用したものはフォトコラージュという。」(大辞林)などと定義される芸術手法のひとつである。ここで述べられているように、コラージュを写真に応用したものをフォトコラージュという。また、フォトコラージュはフォトモンタージュともいわれる。

「コラージュ」に類するものに「モンタージュ」という言葉がある。これは、「写真で、複数の像を組み合わせて一つの画面を構成すること。また、そうして作ったもの。」(広辞苑第6版)とあり、厳密にはフォトコラ

ージュと意味が異なるが、実際にはフォトコラージュとフォトモンタージュが混同されて使われており、あえて両者を区別する必要はないといわれている²。その他、写真の技法や表現にはデフォルマシオン(撮影時に鏡やレンズを用いて対象を変形させたり、印刷時に紙をゆがませるなどして画像を変形させること)、雑巾がけ(様々な技法を複合的に用いること)、多重露光(1コマのフィルムに複数の画像を重ねること)、彩色写真(写真に彩色すること)など様々なものがある³。

本稿ではフォトモンタージュのほか、上記のような写真の技法も含め、操作された写真の総称を「フォトコラージュ」と定義する。

2. 法制度上の問題

フォトコラージュには様々な法制度上の問題が存在する。特に、人物の肖像が写された写真を用いたフォトコラージュは、元となった写真が他人の著作物だった場合には肖像権や名誉毀損、著作権(翻案権、著作者人格権等)の問題がある。

2.1 肖像権

肖像権とは、自己の容ぼう姿態をみだりに撮影等作成され、これを公表されることを拒絶することができる権利であり、①自己の肖像の作成の拒絶権(意思に反して、撮影されることを拒絶する権利)、②作成された肖像を公表することの拒絶権、③肖像を営利目的で利用するについての拒絶権(パブリシティ権)、以上3つの形態を含むものと解される⁴。肖像権という権利自体は法令では定められておらず、憲法13条の幸福追求権を根拠として、判例で認められている。

肖像権が確立したとされる事例として、「京都府学連事件」(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁)がある。この事件は、京都市内をデモ行進している様子を警察官が許可条件に違反するとして写真撮影したところ、学生が抗議し、警察官がそれを無視したことから憤慨し、旗竿で警察官を傷つけ、公務執行妨害、傷害で起訴された事件である。

最高裁は、「憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえる。そして、個

人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである」と判示した。「これを肖像権と称するかどうかは別として」という留保がついているものの、いわゆる肖像権を認めた事例といえる。これは前述した肖像権の3つの形態のうち、①自己の肖像の作成の拒絶権を認めた事例であるといえる。

すでに撮影された写真の肖像権に関しては、「昭和天皇コラージュ事件」の第一審判決（富山地判平成10年12月16日判タ995号76頁）において、「既に撮影された昭和天皇の写真を利用して製作されたものであるから、新たにその容貌等を撮影されない自由としての肖像権を侵害するか否かという問題にはならない」旨、判示されている。したがって、既に撮影された写真をフォトコラージュに利用するにあたって、①自己の肖像の作成の拒絶権としての肖像権に関しては問題にならないといえる。

②作成された肖像を公表することの拒絶権に関しては、後述する「法廷内被告人イラスト画事件」（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁）において、「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当である」旨、判示されている。また、公表の意図がなかった顔写真を無断で出会い系サイトの広告に掲載したことが肖像権の侵害であるとされた事例（東京地判平成17年12月16日判時1932号103頁）においても、「原告の肖像権を侵害しないよう事前に本件写真の利用につき原告の承諾を得る義務があったにもかかわらずそれを怠った過失により、原告の肖像権を侵害したものである」と判示されており、公表されていない人物写真を用いたフォトコラージュは肖像権を侵害するといえる。

③肖像を営利目的で利用するについての拒絶権に関しては後述する。

2.1.1 法廷内被告人イラスト画事件

写真以外のメディアによる肖像権侵害が最高裁まで争われたものとして、「法廷内被告人イラスト画事件」がある。本件は肖像権侵害になるかどうかの新基準を示したものであると認識されており⁵、重要な判例であるから本稿においても取り上げる。

第一審：大阪地判平成14年2月19日判タ1109号170頁

差戻前控訴審：大阪高判平成14年11月21日民集59巻9号2488頁

上告審：最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁

差戻後控訴審：大阪高判平成18年4月25日平17（ネ）

3221号

（1）事件の概要

この事件は、週刊誌のカメラマンが、裁判所の法廷において、隠しカメラを用いて当該裁判における被告人を無断で撮影し、週刊誌に掲載した。被告人はその行為が不法行為にあたるとして訴えた。訴えを提起した後、写真を掲載した週刊誌が被告人の法廷内での容ぼうをイラスト画で掲載した。そちらに関しても不法行為にあたるとして被告人が訴えた事件である。

（2）判旨の概要

最高裁は、「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」として、肖像権を認めた。

また、肖像権侵害となる基準として、「人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである」と判示した。すなわち、無断で撮影した行為が不法行為を構成するものかどうかは、社会的生活上受忍の限度を超えるものといえるかを判断して決すべきであるとしている。本件の場合には、盗撮であったこと、手錠をされ、腰縄をつけられた容ぼうを撮影する必要性は認めがたいことなどを総合考慮して、写真の撮影と掲載は不法行為であるとされた。

また、「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである」と判示した。これは、肖像権が含む3つの形態のひとつである、作成された肖像を公表することの拒絶権を認めたといえよう。

イラスト画の掲載に関しては、「人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である。しかしながら、人の容ぼう等を撮影した写真は、カメラのレンズがとらえた被撮影者の容ぼう等を化学的方法等により再現したものであり、それが公表された場合は、被撮影者の容ぼう等をありのままに示したものであることを前提とした受け取り方をされるものである。これに対し、人の容ぼう等を描写したイラスト画は、その

描写に作者の主観や技術が反映するものであり、それが公表された場合も、作者の主観や技術を反映したものであることを前提とした受け取り方をされるものである。したがって、人の容ぼう等を描写したイラスト画を公表する行為が社会生活上受忍の限度を超えて不法行為法上違法と評価されるか否かの判断に当たっては、写真とは異なるイラスト画の上記特質が参酌されなければならない」として、写真の場合とは異なる旨が判示されている。そして、「現在の我が国において、一般に、法廷内における被告人の動静を報道するためにその容ぼう等をイラスト画により描写し、これを新聞、雑誌等に掲載することは社会的に是認された行為であると解するのが相当であり、上記のような表現内容のイラスト画を公表する行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて被上告人の人格的利益を侵害するものとはいえないというべきである」と判示し、手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態を描いたイラスト画に関しては、「被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するものというべきであり、……社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法と評価すべきである」とし、その他のイラスト画に関しては人格的利益を侵害するものとはいえないと判示した。

(3) 検討

イラスト画の公表についての違法性を判断するに際し、手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態を描いたイラスト画に関してのみ違法性を認め、その他のイラストに違法性を認めなかったことは、表現の自由を重視するものであると評価する説⁶や、法廷内で写真撮影が禁止されている代償行為としてのイラスト画による報道が是認されたことは大きな意義を有するとする説⁷が存在する一方、メディアの闊達な表現活動を萎縮させる可能性がある旨指摘する説⁸もある。

判決は、肖像が写真で表現された場合とイラストで表現された場合とは、前提が異なる旨示している。学説においても、社会生活上受忍の限度を超えるものであるか否かを判断するにあたっては、写真とイラスト画の性質の違いを考慮する必要がある旨述べる説⁹がある。イラスト画には、写真に迫るような写実的なものもあるであろうが、写真とイラスト画を比べた場合、写真のほうが真実をありのままに表現したものであると受け取られることが一般的であろう。写真とイラスト画の侵害を構成する基準を異にした本件の判断は妥当であったと考える。

2.2 パブリシティ権

パブリシティ権とは、肖像権の形態の一つである「肖像を営利目的で利用するについての拒絶権」と解されている¹⁰。より詳細には、「著名な芸能人は、顧客吸引力があり、その氏名・肖像に財産的価値があり、これをパブリシティ権という」と解されている¹¹。

パブリシティ権を扱う判例として、「マークレスター事件」(東京地判昭和51年6月29日判タ339号136頁)、「ステイブ・マックイーン事件」(東京地判昭和55年11月10日判タ425号64頁)などがあつたが、パブリシティ権という用語が初めて使われたのは「光 GENJI 事件」(東京地判平成1年9月27日判時1326号137頁)であり、「パブリシティ権の帰属主体は、氏名・肖像の有する独立した財産的価値を積極的に活用するため、自己の氏名・肖像につき、第三者に対し、対価を得て情報伝達手段に使用することを許諾する権利を有すると解される」と判示された。その後も、「おニャン子クラブ事件」(東京高判平成3年9月26日判タ772号246頁)、「ブブカアイドル事件」(東京高判平成18年4月26日判タ1214号91頁)など、パブリシティ権を扱った判例は多くある。なお、パブリシティ権は物に対しては認められていない(「ギャロップレーサー事件」(最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁))。

本稿では、パブリシティ権の事例として、芸能人を被写体とする写真を週刊誌に無断で掲載する行為が、パブリシティ権を侵害するか否かについて、最高裁まで争われた事例を取り上げる。

2.2.1 「ピンク・レディー」パブリシティ権事件

第一審：東京地判平成20年7月4日判タ2023号306頁
控訴審：知財高判平成21年8月27日判タ1311号210頁
上告審：最判平成24年2月2日裁時1549号1頁

(1) 事件の概要

女性デュオ「ピンク・レディー」を構成しているXらが、Xらの肖像写真を無断で使用していた週刊誌を発行したYに対し、パブリシティ権を侵害する行為であるとして、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めた。

(2) 判旨の概要

本件において、裁判所は、「肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である」と、3つの類型を提示した。

その上で、Yの雑誌に掲載されたXらの肖像写真は、記事の補足として用いられたこと、約200頁の雑誌全体のうちの3頁で使用されたにすぎないこと、白黒写真であること、掲載された大きさから、原審と同じく、Yの行為は、専らXらの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、不法行為法上違法にあたる旨判示した。

(3) 検討

本件は、パブリシティ権の侵害とされる類型を示したものである。判決が示すように、自作品への肖像等の掲載など、肖像等を無断で使用する行為がパブリシティ権の侵害となるのは、当該行為が専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合である。すなわち、自作品への肖像等の掲載が著名人の肖像の無断使用であっても、顧客吸引力の利用を目的とするものでなければ、パブリシティ権の侵害とはならない。本件は雑誌中の肖像利用形態から、顧客吸引力を利用するものではないと判示された。しかし、写真が白黒であり、その大きさもそれほど大きなものでないとしても、実質的にXらの写真を中心とする構成としてみるができることを理由にパブリシティ権侵害を肯定する余地があったとする説¹²もある。また、「パブリシティ権侵害は、人の肖像、氏名が①宣伝広告に利用されるか、②商品化される場合に限り、違法と目すべき」であり、本件ではその点先送りにされており、パブリシティ権の侵害の境界線が明確にされていないという説¹³もある。以上から、本件で示された類型が他のパブリシティ権侵害に係る事例にそのまま適応できるわけではないものの、パブリシティ権の侵害の判断にあたって、参考とすることはできるだろう。

2.3 プライバシー・名誉毀損

制作されたフォトコラージュが、顧客吸引力の利用を目的とするものではないためパブリシティ権の侵害には当たらず、また肖像権の侵害に当たらないとしても、プライバシーの侵害や名誉毀損となる場合がある。人物写真のフォトコラージュが名誉毀損であるか争われた事例を取り上げる。

2.3.1 アイコラ画像名誉毀損事件

第一審：東京地判平成18年4月21日

平17(刑わ)5073号・平18(刑わ)989号

(1) 事件の概要

インターネット上の画像掲示板の運営者が、いわゆるアイコラ画像を掲載し、不特定多数のものに閲覧させた行為について、画像を投稿した者とともに名誉毀損罪

の共同正犯を問われた。

(2) 判旨の概要

「いわゆるアイコラ画像なるものは、アイドル・コラージュの略称であって、アイドルタレントの顔写真をヌード写真等の別の女性の顔とはり替えることによって「コラージュ」を作り、あたかもそのアイドルタレントがヌード等の姿態をさらしているかのような合成写真を、デジタル技術を駆使して作成したものをいう」と、アイコラ画像を定義している。そして、「本件アイコラ画像は、……著名なアイドルタレントが真実そのような姿態を写真に撮らせたとはおよそ信じ難い内容のものであった。したがって、本件アイコラ画像がアイコラ画像であることを前提に享受されている限りにおいては、対象とされたアイドルタレントの名誉(社会的評価)を毀損する可能性は、それほど高いものではなかったといわなければならない」と判示した。

一方で、「本件アイコラ画像は、いずれも極めて精巧な合成写真であって、画像を見るだけでは、これが合成写真であることを見抜くことはほとんど不可能であって、その生々しい臨場感の故に、アイコラ画像についての前提的な知識を有している者に対しても、対象とされたアイドルタレントがあるいは真実そのような姿態をさらしたのかもしれないと思わせかねない危険性ははらんだものであったことは否定できない。……のみならず、被告人も自認するとおり、アイコラ画像についての知識を全く有していない者が本件掲示板を見てしまう可能性も否定しきれないのであって、そのような者が本件アイコラ画像を見れば、対象とされたアイドルタレントが真実そのような姿態をさらしたものと誤解することは確実であった」と判示された。

以上から、本件アイコラ画像を本件掲示板に掲載する行為は、名誉毀損にあたると判示され、その他の事実から、共同正犯についても成立すると判示された。

(3) 検討

本件では、アイコラ画像が、アイコラ画像であることを前提に用いられていた場合、名誉を毀損する可能性はそれほど高くないと判示された。一方で、精巧な合成写真である場合には、アイコラ画像について前提的な知識を有している者にとっても、その写真が真実であると誤解させる危険性がある旨判示されている。これはアイコラ画像というものが存在すると知っていたとしても、写真がアイコラ画像か否か判断が難しいために生じるものである。精巧なフォトコラージュである場合には、たとえフォトコラージュであることが前提とされていても、それほど精巧ではなくフォトコラージュであること

が明らかであるものと比べて、名誉毀損の判断が厳しくなされることが本件から示唆される。

また、量刑の理由において、「世界中の誰もが制限なく見ることのできるインターネット上の画像掲示板に掲載されていたのであるから、本邦のみならず広く海外にまで被害を拡散させる危険があった上、閲覧した者がダウンロードして個人的に保存しているものについてはもはや回収することができないのであるから、将来にわたって被害を発生させる危険があったものである」と判示されていることから、情報技術が発達し、写真の公衆送信が容易になった現代にあっては、名誉を侵害するようなフォトコラージュによって生じる影響が大きいことが示唆されているといえることができる。

この事件のほか、フォトコラージュが名誉毀損の問題となったものとして、横浜地裁で争われた事例がある（横浜地判平成5年8月4日判タ831号244頁）。本件は、女性に振られた仕返しに、その女性が淫乱な女性である旨を記載したピラヤ、その女性の顔写真と雑誌から切り取った女性の陰部の写真を組み合わせたものを長期間にわたってガードレール等に貼り付け、不特定多数の人物が閲覧できるようにした事件であり、名誉を毀損したものであるとして実刑が言い渡された。本件との違いとして、被害者に精神的な苦痛を与える明確な理由があったことが挙げられる。

2.4 人物写真のパロディ

パロディ等のフォトコラージュについて、他人が著作権を有する写真（元写真）に許諾を得ずに行ったパロディの制作は、著作者人格権、翻案権等の侵害となる。

パロディの代表的な事例として、「パロディ事件」（最三小判昭和55年3月28日判タ415号100頁）がある。この事件では、他人が著作権者である写真を利用したパロディ写真を制作したことが著作者人格権の侵害であるか争われた。裁判所は、旧著作権法30条1項第2（現行著作権法32条1項）にいう引用に関して、「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、更に、法一八条三項の規定によれば、引用される側の著作物の著作者人格権を侵害するような態様とする引用は許されないことが明

らかである」と引用適用の判断基準を示し、「本件モンタージュ写真に取り込み利用されている本件写真部分は、本件モンタージュ写真の表現形式上前説示のように従たるものとして引用されているということとはできないから、本件写真が本件モンタージュ写真中に法三〇条一項第二にいう意味で引用されているということもできない」と判示した。また、同一性保持権については、「本件写真の本質的な特徴は、本件写真部分が本件モンタージュ写真のなかに一体的に取り込み利用されている状態においてもそれ自体を直接感得しうるものであることが明らかであるから、……同一性保持権を侵害する改変であるといわなければならない」と判示した。

本件に関して、パロディとは、「既成の著名な作品または他人の文体・韻律などの特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現して、風刺・滑稽を感じさせるように作り変えた文学作品」（大辞林 第3版）と一般に定義されており、パロディの要件を満たす上で、表現上の特徴が残ることは避けられない。したがって、パロディは、その性質上、翻案権侵害や同一性保持権侵害の可能性を内在させているといわざるを得ない。フォトコラージュに元写真の特徴が感得できないときは、著作権侵害等を免れることができるが、それではパロディの要件を満たさず¹⁴、パロディとしての意味が喪失する。なお、著作権法32条1項の適法引用にあたるとする説^{15,16}や、引用の要件として著作者人格権を侵害しないことを掲げたことは誤りであるとする説¹⁷、最高裁判決は著作者人格権を侵害しないことについては引用の成否の直接の要件とは考えていないとする説¹⁸、パロディは原著作物の本質的特徴を有していないという説¹⁹があり、本件により一概にパロディが否定されると解することは適切ではない。

また、裁判所も本件がパロディを一切認めないと示したものではない旨の補足意見があり、パロディに必要な範囲で、原写真を模した写真を撮影して利用する方法が考えられる旨、述べられている²⁰。しかし、原写真の表現形式を模した場合には、原著作物の表現の模倣となり、翻案権侵害となる可能性も否定できず、補足意見に例示された方法での解決は難しいと考えられる。

アメリカ等多くの国々では、パロディのための著作物の自由な利用が認められている²¹。写真のパロディに適用された事例としては、「Leibovitz v. Paramount Pictures Corp.」²²がある。この事件は、妊婦のモデルに、ある写真家が撮影した妊婦の女優のヌード写真と同じポーズをとらせ、デジタル処理で肌の色やボディラインをその写真に似せた上で、男優の顔を合成した広告を

作成した行為に対し、原写真を撮影した写真家が抗議したものである。裁判所は、広告が原写真に新しいものを付け加えていること、広告の写真によって、写真家が撮影した元写真および派生作品に関する潜在的な市場が影響を受けなかった等の理由から米国著作権法107条に定められる著作権制限規定の一般条項であるフェア・ユース²³を認めた²⁴。

日本で同様の事件が起きた場合、写真家が撮影した原写真をそのまま利用したものではなく、原写真に似せた写真を作成しており、パロディ事件の補足意見において述べられていた方法が用いられていると見ることができる。しかし、原写真の被写体のポーズがありふれたものでないような場合には、原写真の翻案権侵害に問われる可能性が残る。また、別の人物を被写体に行っているとはいえ、デジタル処理により肌の色やボディラインを原写真の女優に似せていることから肖像権侵害になる可能性もある。さらに、原写真の女優に似せることによって注目を集めようとしていることから、女優の顧客吸引力を利用しているともいえるため、パブリシティ権侵害にも問われうる。

一方、漫画等で肖像が書かれることについて名誉毀損の訴訟が起こされる事例は非常に少なく、その理由として、①不愉快であっても、それほど傷つくものではなく、受忍の限度内であること、②笑えるから許す気持ちになること、③漫画の対象に取り上げられた優越感が不愉快不満に優越すること、④訴訟をおこせば、その似顔絵を知る者が増え、いっそう笑い者になることが挙げられている²⁵。

人物写真のフォトコラージュによるパロディに関しては、フォトコラージュであることが明確にわかるようなパロディであれば、漫画等で肖像が書かれる場合と同様に、真実であると捉えられることはないであろうから、名誉毀損に問われることは少ないと考えられる。

2.5 人物の写り込み

人物が偶然写り込んだ写真をフォトコラージュに用いた行為について、写真肖像権侵害による損害賠償請求が認められた事件（東京地判平成17年9月27日判時1917号101頁）²⁶がある。この事件では、「撮影した写真の一部にたまたま特定の個人が写り込んだ場合や不特定多数の者の姿を全体的に撮影した場合とは異な……」旨、判決されており、偶発的な写り込みの場合には肖像権侵害にあたらないことが示唆されている。このことから、人物が偶然写り込んだ写真において、名誉・声望を侵害するような場合は別として、フォトコラージュを施すこ

とは肖像権の問題にはなりにくいと言える。また、写真から肖像を特定できないように加工することや、削除するようなフォトコラージュに関しては肖像権の問題は生じないといえる²⁷。

なお、著作物が写り込んだ場合は、著作権法30条の2により一定の条件を満たせば著作権が制限される。条件として、当該著作物における軽微な構成部分であることなどが挙げられており、肖像権、パブリシティ権に関しても、30条の2の基準は侵害を構成するか判断する基準の一つとして有用であろう。

2.6 自身が撮影した人物写真の著作権

フォトコラージュ作成者本人が撮影した人物写真を用いてフォトコラージュを行う場合、著作権は問題となるのか。人物写真の場合は、旧法では肖像本人に与えられていた（旧法25条²⁸）が、現行著作権法では著作権は撮影者に与えられる。「東京アウトサイダーズ事件」（知財高判平成19年5月31日判時1977号144頁）では、一般人が日常生活のなかで撮影したスナップ肖像写真の利用に関して、著作権及び著作者人格権の侵害が認められた。第一審（平成18年12月21日判時1977号153頁）において、「家族の写真であっても、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有するものというべきである」と判示されており、控訴審においても、「一審被告ら及び角川グループ訴訟引受人は、一般人が日常生活のなかで特段の芸術的配慮なく人物を撮影するスナップ肖像写真の著作権は、肖像本人に譲渡されていると理解すべきであると主張する。しかし、そのように解すべき法的根拠はなく、上記主張は、独自の见解であるというほかないから、採用することができない」と判示されており、撮影者が人物写真の著作権をもつことは明らかである。

したがって、自己で撮影した人物写真をコラージュしても翻案権、著作者人格権の問題とはならない²⁹。

2.7 小括

まず、人物写真のフォトコラージュは肖像権の侵害となりうるのか。前述したように、①自己の肖像の作成の拒絶権としての肖像権については、既に撮影された人物写真を用いた場合には肖像権の侵害とはなる可能性は低い。②作成された肖像を公表することの拒絶権としての肖像権については、既に公表された人物写真を用いた場合には、肖像権の侵害となる可能性は低い。③パブリシティ権としての肖像権については、フォトコラージュであっても、肖像の有する顧客吸引力を利用するよう

ものであれば、パブリシティ権の侵害が成立しうる。

以上から、肖像権が、自身の肖像をみだりに撮影されない自由、公表されない自由として判例上認められていることから、既に撮影され、かつ公表された写真が無断でフォトコラージュに利用されたとしても、パブリシティ権を除き、肖像権の及ぶ範囲ではないと考えられる。

次に、人物写真のフォトコラージュは名誉毀損を生じうるのか。前掲法廷内被告人イラスト画事件では、写真で人物を写した場合にはありのままを写したものであることを前提として捉えられるのに対して、イラスト画の場合には性質が異なる旨判示されている。アイコラ画像名誉毀損事件では、アイコラ画像であることを前提に享受されている限り、社会的評価を毀損する可能性は高くない旨判示された。これらの事件から、人物写真のフォトコラージュは、コラージュされたものか明確であるかという点が、被写体となった人物の社会的な名誉を毀損するか否かを判断するひとつの基準といえる。

フォトコラージュであることが明確である場合とは、例えば、アイコラ画像のようにフォトコラージュであることが前提であるもの、フォトコラージュである旨が記載されているもの、画像の加工の精度が粗く、一見してコラージュしたものであるとわかるものなどが挙げられる。このような場合には、コラージュされたことが前提で受け取られているために、社会的な名誉を毀損する可能性はそれほど高くないと判断される可能性がある。ただし、フォトコラージュであることが明らかであっても、前掲の横浜地裁の事例（横浜地判平成5年8月4日判タ831号244頁）のような、名誉を毀損するという明確な目的を持って行われたフォトコラージュを許してはならないことは言うまでもない。

フォトコラージュであることが明らかでない場合、例えば非常に精巧なフォトコラージュを施したものであり、一見してフォトコラージュであるか否か判断できないものについては、見たものに真実であるという誤解を与えるおそれがある。そのため、実際にはフォトコラージュであっても、フォトコラージュが明らかである場合と同様の判断基準を用いることは適切ではない。精巧なフォトコラージュである場合には、フォトコラージュを施していない写真において名誉毀損を判断する場合と同様の判断基準を用いることが適切である。

次に、人物写真のフォトコラージュは著作権の侵害を生じさせるか。特にパロディに用いられた場合を検討する。人物写真を用いたパロディに関しては、他人が撮影した写真を用いた場合、著作権および著作者人格権の

侵害となる。他人の著作物を用いたパロディに関しては、現行著作権法では解決することは難しく、パロディを許容する旨を含む法制度の改正が待たれる。一方、自身が著作権を持つ写真をパロディに利用した場合、著作権の問題とはならない。

しかし、パロディはその性質上、風刺や滑稽な印象を与えるものになることが避けられず、人物のパロディを作成した場合には名誉毀損等に問われる可能性がある。ただ、人物写真においてパロディであると認識されるということは、その写真はフォトコラージュであって、真実をそのまま写した写真ではない、という前提があるということであろう。フォトコラージュでないと認識されているならば、それはパロディとは言えないであろう³⁰。多くの国がパロディを認めていることから、日本においてもパロディを認めるよう法制度の整備が必要であろう。

3. 人物写真と技術

人物写真と関係が深い技術として、顔認証技術（顔認識技術）がある。顔認証技術とは、画像から顔の特徴を検出し、人物を特定する技術のことである。日立国際電気は、3600万件の顔データから目的の人物を約1秒以内で検索して表示できる類似顔画像検索システムを開発した³¹。

顔認証技術は大量の画像から目的の画像を探す際に非常に便利である反面、人物写真というプライバシー・個人情報を含む可能性の高い情報を簡単に集めることができる点に問題がある。また、GPS機能が付いたカメラ等で撮影された場合には、画像に撮影場所の位置情報が記録されている場合もあり、撮影時にどこに被撮影者（および撮影者）がいたのかが分かってしまう。自ら自分の写った写真を公開している場合は自己責任であるとしても、被撮影者の許諾を得ることなく公開された人物写真や、別の被写体を撮影した場合に意図せず被撮影者が写り込んだ場合、盗撮されていた場合などは、被撮影者に責任はない。

プライバシー侵害を被撮影者の側から防止する技術を、国立情報学研究所（NII）の越前功氏が工学院大学の合志清一氏と共同で2012年に世界で初めて開発した。この技術は、人の視覚に影響を与えず、カメラの撮像デバイスのみに反応する赤外線を照射する機能を有したプライバシーバイザーを装着することで、撮影画像にノイズを付加し、撮影時の被撮影者の顔認識を失敗させる技術である³²。

人物写真にフォトコラージュを施すソフトウェアは多数存在し、誰でも簡単にフォトコラージュを作成することができる。また、画像処理技術の発達により、フォトコラージュであるかそうでないかを肉眼で判断することは非常に困難である。

フォトコラージュされたものか否かを判断するための技術として、数学的アルゴリズムを用いて画像の改ざんを検出する方法がある。被写体の目に映る光源の不一致を検出する方法や、オリジナル画像にあるはずのデジタルカメラの原理に基づく相関を利用して改ざんを検出する方法などを用いてフォトコラージュであるか否かを判断する³³。Fourandsix Technologies, Inc. は、2012年に「FourMatch」というJPEG画像が改ざんされたものであるかを判別する製品を発表した。FourMatchはAdobe Photoshop用の拡張機能であり、各ハードウェアおよびソフトウェア製品のシグネチャと呼ばれる特徴が変更されているか否かを分析することで、画像が改ざんされたものであるかを判別する³⁴。欠点として、変更が加わったかどうかを判別するため、トリミング等、必要最低限の画像処理も検出されてしまうことが挙げられる。また、一度印刷されたものをスキャンするなどして再データ化した画像が改ざんされたものであるかどうかも判別できない。したがって、現時点では応用出来る範囲はそれほど広くないといえ、今後もデジタル画像鑑定技術の更なる発展が望まれる。

4. 社会倫理上の問題

人物写真をコラージュしておきながら、本人をそのまま写したものであると偽って公開した場合、社会倫理上の問題が生じる可能性がある。

報道写真においては、米国のTIME誌が殺人容疑で逮捕されたO・J・シンプソンの肖像が表紙になったが、皮膚がより黒く見えるようし、囚人ID番号を小さくした写真を用いて多くの抗議を受けた事件、Newsweek誌(2005年3月3日号)で、カリスマ主婦といわれるマーサ・スチュワートが、刑務所内で減量した様子を表紙に飾ったが、実際には頭部はマーシャ、身体は別のモデルの写真を合成したものであった事件³⁵、米有名ブランドのラルフ・ローレンが日本の広告に採用した写真のモデルのウエストが細すぎるという批判を受け、女性の体型に対する歪んだイメージで写真を修正したと認めた事件³⁶、ファッション誌マリ・クレールの南アフリカ共和国版の表紙を、別のモデルの身体にケンブリッジ公爵夫人の頭部を合成した写真が飾った事件³⁷などがある。

また、米国セブンティーン誌は、雑誌に掲載されている綺麗な女性の写真は編集されており偽物である、との批判を受けて、2012年7月に少女の身体や顔の形を変えないことを宣言する「ボディ平和条約」を発表した³⁸。

修正されたモデルの写真を見て、その写真が真実だと思ひ込み、写真の体型に近づけるために極端なダイエットを行うことで、健康を損ねる可能性があり、身体や顔に対して、現実的にありえないほどの加工は認めるべきでない。一方、にきび、そばかすを消すといった加工は撮影前の化粧でも代替できる行為であり、撮影後に加工することによって問題を生じる可能性は小さいと考えられる。

また、Daeseung Intercomが取り扱う証明写真機「DiGi BOX」には目を大きくする他、輪郭や鼻、口などを加工する機能が備わっている³⁹。証明写真が、写真に写っている人物が本人であることを確認することを目的としていることを考えると、明るさやコントラストといった調整は過剰なものでない限り許容されてもよいだろうが、目を大きくする、鼻や輪郭を調整するといった、顔の特徴を変化させる加工については、証明写真としての役割を果たさなくなる可能性があり、証明写真にそのような改変を認めるべきではない。

以上のような社会倫理上の問題を解決するためには法制度による強制的な規制よりも、個人の情報リテラシーを高める必要がある。情報リテラシー教育で写真というメディアの特性等を学ぶことで社会倫理上の問題は次第に少なくなっていくのではないかと考えられる。

5. おわりに

フォトコラージュは、手法そのものに著作権等の問題が存在する。特にパロディに関しては判例の蓄積が少ないこと、諸外国のようなパロディ規定が存在しないことにより、現行著作権法では合法的にパロディを行うことは困難である。

人物写真にフォトコラージュを施すに当っては、著作権の問題に加え、パブリシティ権、プライバシーの問題も絡んでくるため、合法的にフォトコラージュを行うことは一層困難であると言える。

しかし、フォトコラージュが法的に認められない場合、芸術作品の制作の萎縮や、社会批判として正当な目的のあるパロディが認められず、表現活動を制限する恐れがある。フォトコラージュは、真実をありのまま写したものであるという前提は存在しない。イラスト画等が

写真よりも肖像権等の侵害が緩やかに判断されていることから、人物写真のフォトコラージュに関しても、写真として判断するよりも、イラスト画等と同様の種類の表現物として判断するべきであり、そのような法制度の運用や整備が望まれる。

そこで、少なくともフォトコラージュの表現手法を適法とするために、パロディを法的に認めることが考えられる。具体的には、著作権の制限規定のひとつとしてパロディを追加する必要があるだろう。パロディを著作権の制限規定に加える事については、パロディを定義することが困難であることなどを理由として、既存の制限規定の拡張解釈・類推適用、黙示の許諾といった現行法の解釈・運用で対応することができるため、現状では立法措置をとらない方針が示されている⁴⁰。しかし、既存の制限規定の解釈により対応するのであれば、パロディについての制限規定を定めておき、事例ごとに該当するかを判断しても大きな違いはないのではないかと考える。また、既存の制限規定で対応が難しい事例の場合、社会的には許容されるべきものであることを理由に無理な解釈を行えば、法的安定性を害し、後の判断にも影響を及ぼすおそれもある。したがって、広い意味でのパロディを定義し、「社会通念上許容される範囲内での利用」などといった要件を課した上でパロディを著作権の制限規定として追加することが必要であろう。

仮に著作権法でパロディが認められたとしても、肖像権等に直接影響をおよぼすものではないだろう。しかし、もともと明文規定の存在しないパブリシティ権を含む肖像権を新たに立法することは現実的ではない。著作権法の規定であっても、法的にパロディが認められているという前提があれば、別の権利であるパブリシティ権についても、表現の自由として人物写真を用いたフォトコラージュによるパロディを許容する実務上の基盤となり得るのではないかと考える。

また、人物写真のフォトコラージュは社会倫理的な問題も起こしうる。「ありのままを写しとる」という写真の性質を重視する場合、報道写真や証明写真などに関しては、原則としてフォトコラージュを認めるべきではない。一方、にきび等を消して肌を綺麗にみせることなど、化粧や照明の工夫などによって撮影前の行為によっても同様の効果が得られるようなコラージュに関しては、許容されるべきである。一般に許容されるような場合にまでフォトコラージュなどの芸術手法やその作品を規制することは避けなければならない、柔軟な法制度の運用が望まれる。

注・引用文献

- ¹ 法制度に加えて、技術、社会倫理の3点に着目したものと、
鈴木康平, 松縄正登. フォトコラージュの諸問題: 著作権, 技術, 社会倫理上の問題を中心として. 日本感性工学会論文誌. 2013, vol. 12, no. 1, p. 123-133.
- ² 藤村里美. コラージュとフォトモンタージュ—写真黎明期のフォトモンタージュから日本の写真におけるコラージュの受容まで. 東京都写真美術館紀要. 2007, no. 6, p. 35-36.
- ³ 東京都写真美術館. “光の造形～操作された写真～平成24年度東京都写真美術館コレクション展”. 東京都写真美術館. <http://syabi.com/contents/exhibition/index-1597.html>, (参照 2014-03-31).
- ⁴ 大家重夫. 肖像権. 改訂新版, 太田出版, 2011, 310p.
- ⁵ 大家・前掲注(4) p. 99.
- ⁶ 金子順一. 【1】 法廷内での被疑者の容ぼう等を隠し撮りした写真の撮影及び公表が違法とされた事例 【2】 法廷内での被告人の容ぼう等を描いたイラスト画の一部につき, その公表が違法とされた事例 (平成17.11.10最高一小判). 判例タイムズ. 2007, no. 1245, p. 83-84.
- ⁷ 竹田稔. 肖像権侵害の成立要件を示した最高裁判決: 「和歌山毒入りカレー事件」損害賠償等請求訴訟. コピライト. 2006, vol. 46, no. 541, p. 22-25.
- ⁸ 藤田憲一. 法廷での被告人の隠し撮りと似顔絵イラストによる肖像権侵害. 別冊ジュリスト. 2005, no. 179, p. 106-107.
- ⁹ 太田晃詳. “[35] 1人の容ぼう、姿態をその承諾なく撮影する行為と不法行為の成否 2 写真週刊誌のカメラマンが刑事事件の法廷において被疑者の容ぼう、姿態を撮影した行為が不法行為法上違法とされた事例 3 人の容ぼう、姿態を描写したイラスト画を公表する行為と不法行為の成否 4 刑事事件の法廷における被告人の容ぼう、姿態を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表した行為が不法行為法上違法とはいえないとされた事例 5 刑事事件の法廷において身体の拘束を受けている状態の被告人の容ぼう、姿態を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表した行為が不法行為法上違法とされた事例”. 最高裁判所判例解説民事篇 平成17年度(下)(7月～12月分). 法曹会編. 法曹会, 2008, p. 773-816.
「肖像権に関する法的保護の進展の経過をみても、旧著作権法は写真による肖像の作成について本人の

同意を要するとするものであり、絵画はその対象外であった……。これに対して、人物のイラスト画は、当該人物の特徴を作者が捉えたものを表現するものであって、そこに描かれた人物の有り様については、作者の主観や技術を反映したものであり、……対象のデフォルメがされているものとして社会的には受け取られるものといえよう。……社会生活上イラスト画の公表行為が受忍限度を超えたものかどうかという判断をするに当たっては、写真とイラスト画についての上記社会の受け取り方の違いを前提とすべきであると考えられる。」(p. 797-798)

¹⁰ 大家・前掲注(4) p. 25.

¹¹ 大家・前掲注(4) p. 187.

¹² 進士英寛. 著名人のパブリシティ権に関する東京地判平成20.7.4および知財高判平成21.8.27(ピンク・レディー事件)の検討. NBL. 2010, no. 933. p. 74-80. また、写真がそれほど大きくない場合であっても読者に強い印象を与える場合もあるはずであり、写真の大きさは判断の決定的な要因ではない旨、示されている。(p. 79.)

¹³ 田村善之. パブリシティ権侵害の要件論考察: ピンク・レディー事件最高裁判決の意義 [平成24.2.2]. 法律時報. 2012, vol. 84, no. 4, p.1-4.

¹⁴ 高林龍. 標準著作権法. 有斐閣, 2010, 305p. 「既成の著名な作品」の、「特色を一見してわかるように残したまま」、「全く違った内容を表現」するものであり、「風刺や滑稽」を感じさせる作品であることの、いずれもがパロディの要件として不可欠であろう。」(p. 172.)

¹⁵ 田村善之. 著作権法概説. 第2版, 有斐閣, 2001, 608p. 「引用する側の著作物の表現の目的上、他の代替措置によることができないという必然性があること、必要最小限の引用に止まっていること、そして、著作権者に与える経済的な不利益が僅少なものに止まること、という三つの要件を満足すれば、取込型の引用を認める余地があると解すべきであろう」(p. 243.)

¹⁶ 高林龍ほか. “[座談会] 知的財産の今日的論点をめぐって”. 高林龍, 三村量一, 竹中俊子編. 年報知的財産法2011. 日本評論社, 2011, p.1-22.

「条文を使うのであれば、引用ということで対処できるのではないかと思います。元のもの、こういう場面で、こういう局面で引用しているという意味での意外性がパロディなので、そういう意味で元のもの、元のものとして認識されているから引用です。

そういう形で、ふざけた形で引用することはけしからんという議論に対しては、いや、それは正当な範囲の引用かどうかの問題で、正当な範囲の解釈を、時代に即してパロディについて認めていく。これが条文の解釈としては適当だろうと思います。」(p.21. [三村発言])

¹⁷ 「最判が引用の要件として、③著作者人格権を侵害しないこと、を掲げたことは誤りというべきである。特に著作権が譲渡され著作者と著作権者が異なる者となった場合に議論の実益が生じる。最高裁の要件論では、たとえば、匿名の著作物について著作者の氏名を表示してしまったために著作者人格権侵害となるような場合、他の点では正当な引用に当たりうるのに著作権侵害にも該当することになる。著作者の人格的利益の侵害のみが問題のところ、何故、著作権者の許諾を必要としなければならないのか、説明に窮することになろう。」(田村・前掲注(15) p. 244.)

¹⁸ 伊藤真. 写真の改変: パロディ事件第一次上告審判決. 別冊ジュリスト. 2001, no. 157, p. 116-117.

¹⁹ (パロディにされている著作物は)「著作物の本質的特徴はもはや感得できなくなっていると考えるので。公衆にこれは何かのパロディだとわからせるものは、著作物としての表現上の本質的特徴ではなく、その根源にある原著作者の思想なのではないでしょうか。つまり感得できるのは著作物の表現上の本質的特徴ではなく、形式的なものにすぎないではないでしょうか。」(高林ほか・前掲注(16) p. 20. [高林発言])

²⁰ 同旨の学説として、

田村善之. 写真の改変-パロディ事件第一次上告審判決. 別冊ジュリスト, 1994, no. 128, p. 140-141. 林修三. いわゆるフォト・モンタージュ方式で他人の写真著作物のパロディ写真を作ることは著作権侵害になる. 時の法令, 1980, no. 1072, p. 37-44.

²¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. 海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書. 文化庁, 2012, 109p., http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken_toriatsukai.pdf, (参照2014-03-31).

アメリカ(著作権法107条、フェア・ユースに関する規定であり、パロディにも適用されている)、フランス(著作権法122条の5(4))、オーストラリア(著作権法41A条・103AA条)、スペイン(知的財産法39条)等、多くの国々でパロディを認める規定がある。

- ²² Leibovitz v. Paramount Pictures Corp., 137 F.3d 109 (2d Cir. 1998)
- ²³ フェア・ユースに該当するか否かは、①使用の目的および性質、②著作権のある著作物の性質、③使用された部分の量および実質性、④著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響、以上の4つの要素を全て考慮して判断される。
- ²⁴ 判旨概要の日本語訳・解説として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング前掲注(21) p. 12-14. [野口]
- ²⁵ 大家・前掲注(4) p. 133.
- ²⁶ 本件は、銀座を歩く人々が撮影された写真において、個々の一般人が特定できるように撮影されており、その中の人物の衣服の胸部に大きく赤い文字で「SEX」というデザインが施された写真が、被写体である人物の許諾を得ずにそのままインターネットのサイトに掲載されたことに対して、肖像権侵害による損害賠償請求が認められた事件である。
- ²⁷ ただし、フォトコラージュ元の写真が他人の著作物である場合は、肖像権の問題を回避する目的での改変であるとしても、著作権侵害(著作者人格権、翻案権等)に問われる可能性がある。
- ²⁸ 旧著作権25条(嘱託による写真肖像)他人の嘱託に依り著作したる写真肖像の著作権は其の嘱託者に属す(著作権情報センター,“(旧)著作権法”, CRIC. http://www.cric.or.jp/db/domestic/old_index.html, (参照 2014-03-31).)
- ²⁹ ただし、写真に他人の著作物が写り込んでいる場合には30条の2の制限規定に該当するか否かが問題となる。
- ³⁰ 人物写真自体をコラージュせずに、文章を入れることによってパロディを作成することが考えられるが、そのような場合は写真そのものをコラージュしているわけではないので、本稿の対象からは除外する。
- ³¹ 日立国際電気. “類似顔画像検索システム”. 日立国際電気. <http://www.hitachi-kokusai.co.jp/products/camera/isnex/imagesearch.html>, (参照 2014-03-31).
- ³² 国立情報学研究所. 人間とデバイスの感度の違いを利用したプライバシー保護技術: カメラの写りこみによるプライバシー侵害を被撮影者側から防止. 国立情報学研究所, 2012, p.1-4., http://www.nii.ac.jp/userimg/press_20121212j.pdf, (参照 2014-03-31)
- ³³ Farid, Hany. 偽造を見破るデジタル画像鑑定. 日経サイエンス. 2008, vol. 38, no. 11, p. 80-85.
- ³⁴ Fourandsix Technologies, Incorporated. “Image Authentication and Forensics | Fourandsix Technologies – FourMatch”. FOURANDSIX. <http://www.fourandsix.com/fourmatch/>, (accessed 2014-03-31)
- ³⁵ National Press Photographers Association “NPPA Calls Newsweek’s Martha Stewart Cover “A Major Ethical Breach””. NPPA. <https://www.nppa.org/news/282>, (accessed 2014-03-31).
- ³⁶ Fourandsix Technologies, Incorporated. “Photo Tampering throughout History”. FOURANDSIX. <http://www.fourandsix.com/photo-tampering-history/?currentPage=10>, (accessed 2014-03-31).
- ³⁷ Fourandsix Technologies, Incorporated. “Photo Tampering throughout History”. FOURANDSIX. <http://www.fourandsix.com/photo-tampering-history/?currentPage=16>, (accessed 2014-03-31).
なお、表紙には“Of course she doesn’t. But she should.”と記されており、ケンブリッジ公爵夫人本人でないことを認めている。
- ³⁸ Botelho, Greg. “Seventeen magazine vows not to alter images, to ‘celebrate every kind of beauty’”. CNN.com. <http://edition.cnn.com/2012/07/05/us/seventeen-photoshopping/index.html>, (accessed 2014-03-29).
Shoket, Ann. “body peace treaty 17magazine’s”. <http://i2.cdn.turner.com/cnn/2012/images/07/05/ann.august.editors.letter.pdf>, (accessed 2014-03-31).
ただし、画像を一切加工しないのではなく、背景色を変更することや、風になびいた髪を削除するといった小さな変更については加えると説明されている。
- ³⁹ Daeseung Intercom. “STICKER VENDING MACHINE: DIGI BOX”. DS DAESEUNG. <http://daeseung.com/en/photobooth/digibox2.html>, (accessed 2014-03-31).
- ⁴⁰ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 パロディワーキングチーム. パロディワーキングチーム 報告書. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会, 2013, 33p., http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/pdf/h25_03_parody_hokokusho.pdf, (参照 2014-03-31).

(平成26年3月31日受付)

(平成26年5月16日採録)